

○浦安市空家等及び空き住戸の適正管理に関する規則

令和6年3月29日

規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び浦安市空家等及び空き住戸の適正管理に関する条例（令和6年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(空家等に係る事項に関する報告徴収書等)

第3条 法第9条第2項の規定による報告徴収は、空家等に係る事項に関する報告徴収書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 法第9条第2項の規定による報告は、空家等に係る事項に関する報告書（別記第2号様式）により行うものとする。

(立入調査実施通知書)

第4条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

(立入調査員証)

第5条 法第9条第4項に規定する証明書は、立入調査員証（別記第4号様式）によるものとする。

(管理不全空家等への指導書)

第6条 法第13条第1項の規定による指導は、指導書（別記第5号様式）により行うものとする。

(管理不全空家等への勧告書)

第7条 法第13条第2項の規定による勧告は、勧告書（別記第6号様式）により行うものとする。

(特定空家等への助言指導書)

第8条 法第22条第1項の規定による助言又は指導は、助言指導書（別記第7号様式）により行うものとする。

(特定空家等への勧告書)

第9条 法第22条第2項の規定による勧告は、勧告書（別記第8号様式）により行うもの

とする。

(命令書)

第10条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書（別記第9号様式）により行うものとする。

(命令に係る事前の通知書等)

第11条 法第22条第4項の規定による通知書の交付は、命令に係る事前の通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

2 法第22条第4項の規定による意見書の提出は、意見書（別記第11号様式）により行うものとする。

(公開による意見聴取に関する請求書)

第12条 法第22条第5項の規定による意見の聴取の請求は、公開による意見聴取に関する請求書（別記第12号様式）により行うものとする。

(命令に関する意見聴取に関する通知書)

第13条 法第22条第7項の規定による通知は、意見聴取開催通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

(戒告書)

第14条 法第22条第9項により行う行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（別記第14号様式）により行うものとする。

(代執行令書)

第15条 法第22条第9項により行う行政代執行法第3条第2項の規定による代執行令書の通知は、代執行令書（別記第15号様式）により行うものとする。

(証票)

第16条 法第22条第9項の規定により、代執行を行う場合において、行政代執行法第4条に規定する執行責任者たる本人であることを示すべき証票は、執行責任者証（別記第16号様式）によるものとする。

(標識)

第17条 法第22条第13項の規定による公示は、標識（別記第17号様式）の設置のほか、浦安市公告式条例（昭和39年条例第29号）第2条第2項の掲示場への掲示その他の適切な方法により行うものとする。

(緊急安全措置実施通知書)

第18条 条例第10条第2項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（別記第18号様

式) により行うものとする。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、法及び条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別 記

第1号様式（第3条第1項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたの所有する下記空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、法第9条第2項の規定により、当該空家等に関する事項について下記のとおり報告を求めます。

記

1 対象となる空家等

2 報告を求める内容

3 報告の提出先

4 報告徴収の責任者

5 報告の期限 年 月 日

備考

- 1 上記5の期限までに上記3の者まで報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定により、20万円以下の過料に処されることとなります。
- 2 当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合は、法第22条第1項から第3項までの規定により、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告及び命令を行うことがあります。

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第2号様式（第3条第2項）

第 号
年 月 日

（宛先）浦安市長

住所

氏名

連絡先

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者）

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項の規定により、 年 月 日付け 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

- 1 対象となる空家等
- 2 報告事項
- 3 添付書類

備考 上記2及び3について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定により、20万円以下の過料に処されることとなります。

第3号様式（第4条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



立入調査実施通知書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等について、適切な管理がされず、放置することが不適切なおそれがあるため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項の規定により、当該空家等に立ち入って調査を行いますので、同条第3項の規定により通知します。

記

- 1 立入調査を行う空家等
- 2 立入調査を行う事由
- 3 立入調査を行う予定日
- 4 立入調査を行う者及びその連絡先

備考 法第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第30条第2項の規定により、20万円以下の過料に処されることとなります。

第4号様式（第5条）

（表）

立入調査員証		第 号
所 属		写 真
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日 発行（ 年 月 日まで有効）		
浦安市長		印

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）
第9条（略）

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第5号様式（第6条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



指 導 書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する管理不全空家等に該当すると認められたため、速やかに当該管理不全空家等が法第2条第2項に規定する特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第1項の規定により、下記のとおり指導します。

記

1 対象となる管理不全空家等

2 指導に係る措置の内容

3 指導に至った事由

4 指導の責任者

5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告をすること。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第13条第2項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。

また、上記1の管理不全空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定により、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第6号様式（第7条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



勸告書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する管理不全空家等に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところでありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、速やかに当該管理不全空家等が法第2条第2項に規定する特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第2項の規定により、下記のとおり勸告します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等
- 2 勸告に係る措置の内容
- 3 勸告に至った事由
- 4 勸告の責任者

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告をすること。
- 2 上記1の管理不全空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定により、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 3 上記2の措置が実施されず、法第2条第2項に規定する特定空家等となった場合、必要に応じて、法第22条の規定により、必要な措置をとることとなります。

第7号様式（第8条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



助言指導書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第1項の規定により、下記のとおり助言・指導します。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 助言・指導に係る措置の内容
- 3 助言・指導に至った事由
- 4 助言・指導の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告をすること。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第2項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。

また、上記1の特定空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定により、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

なお、当該特定空家等が、既に法第13条第1項に規定する管理不全空家等に該当すると認められ、かつ、同条第2項の規定による勧告を受けている場合は、上記にかかわらず、当該特例措置から除外されることとなります。

第8号様式（第9条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



勸 告 書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように助言・指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第2項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

1 対象となる特定空家等

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者

5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告をすること。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第3項の規定により、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 上記1の特定空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定により、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
なお、当該特定空家等が、既に法第13条第1項に規定する管理不全空家等に該当すると認められ、かつ、同条第2項の規定による勧告を受けている場合は、上記にかかわらず、当該特例措置から除外されることとなります。
- 4 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定により、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

第9号様式（第10条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



命 令 書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、年 月 日付け 第号により、法第22条第3項の規定により命ずる旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

については、下記のとおり措置をとることを命じます。

記

1 対象となる特定空家等

2 命ずる措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告をすること。
- 2 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定により、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに上記2に示す措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定により、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- 4 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定により、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第10号様式（第11条第1項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



命令に係る事前の通知書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定により、下記のとおり当該措置をとることを命ずることとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第22条第4項の規定により、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定により、本通知の交付を受けた日から5日以内に、浦安市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由

4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

5 意見書の提出期限 年 月 日

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告をすること。
- 2 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定により、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

第 1 1 号様式（第 11 条第 2 項）

年 月 日

（宛先）浦安市長

住所

氏名

連絡先

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者）

意 見 書

年 月 日付け 第 号で空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第 4 項に規定する命令に係る事前の通知書の交付を受けたので、同項の規定により、次のとおり意見を述べます。

特定空家等の 所在地	
意 見	

備考 この意見書には、自己に有利な証拠を添付することができます。

第12号様式（第12条）

年 月 日

（宛先）浦安市長

住所

氏名

連絡先

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者）

公開による意見聴取に関する請求書

年 月 日付け 第 号で空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第4項に規定する命令に係る事前の通知書の交付を受けたので、同条第5項の規定により公開による意見聴取を行うことを請求します。

第13号様式（第13条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



意見聴取開催通知書

年 月 日付けで請求があった公開による意見聴取については、下記のとおり行いますので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第7項の規定により通知します。

記

- 1 命じようとする措置の内容
- 2 日時 年 月 日 時 分
- 3 場所
- 4 意見の聴取の内容
- 5 連絡先

備考 出頭の際は、この通知書を持参してください。

第14号様式（第14条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



戒 告 書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等について下記措置を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第9項の規定により、下記特定空家等について下記措置を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定により、その旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定により、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 特定空家等

2 措置の内容

備考 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定により、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第15号様式（第15条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等について下記措置を 年 月 日までに行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定により、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定により、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

- 1 年 月 日付け 第 号により戒告した措置の内容
- 2 代執行の対象となる特定空家等
- 3 代執行の時期
- 4 執行責任者
- 5 代執行に要する費用の概算見積額

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第16号様式（第16条）

（表）

執行責任者証					
第	号				
職・氏名					
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。					
年	月	日			
浦安市長		印			
記					
1 代執行をなすべき事項					
代執行令書（年 月 日付け 第 号）記載の の建築物の除却					
2 代執行をなすべき時期					
年	月	日から	年	月	日までの間

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号） （抜粋） 第22条（以上略） 9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。 10～17（略） 行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋） 第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第17号様式（第17条）

標 識

下記特定空家等の所有者は、 年 月 日付け 第 号により、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項の規定による措置をとることを命ぜられています。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

第18号様式（第18条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



緊急安全措置実施通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、倒壊等により人の生命、身体又は財産に重大な危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があると認められたため、浦安市空家等及び空き住戸の適正管理に関する条例（令和6年条例第1号）第10条第2項の規定により、空家等に対する緊急安全措置を実施したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 対象となる空家等
- 2 緊急安全措置の内容
- 3 緊急安全措置に至った事由
- 4 緊急安全措置の責任者
- 5 緊急安全措置の実施日 年 月 日
- 6 費用の徴収の有無及び額

別記第1号様式 (第3条第1項)

第2号様式 (第3条第2項)

第3号様式 (第4条)

第4号様式 (第5条)

第5号様式 (第6条)

第6号様式 (第7条)

第7号様式 (第8条)

第8号様式 (第9条)

第9号様式 (第10条)

第10号様式 (第11条第1項)

第11号様式 (第11条第2項)

第12号様式 (第12条)

第13号様式 (第13条)

第14号様式 (第14条)

第15号様式 (第15条)

第16号様式 (第16条)

第17号様式 (第17条)

第18号様式 (第18条)